

資料2

ワーキング・グループの運営について

1. ワーキング・グループの設置

規制改革会議の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、以下のワーキング・グループを設置する。

各ワーキング・グループにおいては、検討課題に即し知見を有する専門委員の参画を得つつ調査審議を進める。

- ・健康・医療ワーキング・グループ
- ・雇用ワーキング・グループ
- ・農業ワーキング・グループ
- ・投資促進等ワーキング・グループ
- ・地域活性化ワーキング・グループ

2. 構成

- (1) 各ワーキング・グループに、議長の指名により座長及び座長代理を置く。
- (2) 規制改革会議委員は、いずれのワーキング・グループの会議にも参加できる。

3. 公表等

- (1) 座長は、会議終了後速やかに議事録を作成するものとする。
- (2) ワーキング・グループの資料及び議事録の取扱いについては、規制改革会議運営規則に準じるものとする。
- (3) 資料及び議事録については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。

4. その他

以上に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキング・グループに諮って決める。